

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和5年4月1日時点)

所管局：保健医療局

機関名称	東京都動物愛護管理審議会
機関種別	附属機関
設置根拠法令等	東京都動物の愛護及び管理に関する条例第33条
設置年月日	昭和55年4月1日
機関の目的 ・所掌内容	動物の愛護及び管理に関する重要な事項について、知事の諮問に応じて調査及び審議を行う。
委員数	20名 (うち、女性委員数9名)
会議公開	公開
会議非公開理由	
議事録公開	公開
議事録非公開理由	
備考	
HPのURL	https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kankyo/aigo/shingi/index.html
問い合わせ先	保健医療局健康安全部環境保健衛生課 電話番号： 03-5320-4412